

いますけれども、市の立場といたしますとやはりこれより方法がないというように思っております。ただできませんのは私の努力が足りないためであると考えておりますので、今後とも懸命な努力を続けてまいりたいと思っております。

最後に騒音の問題でございますが、騒音につきましてはただいま武蔵野地区のごみ捨て場の小屋に測定器を置きまして常に騒音をはかつております。ごみ捨て場の穴でございますと人家とはかなり離れているわけですが、福生市内では一番音の激しいところでございます。

最近の結果を申しあげますと、八月は器械に記録されておりますのが一日に約三十六機程度になっております。音が百ホーンになりましたのは一日に三機程度ございました。夜間の飛行はお説のとおり二〇％ぐらいで七機程度でございます。また役所あたりではかつたらということもございしますが、役所のあたりでございますと自動車の音のほうが大きいわけで、なかなか飛行機の正確な音が入らないということでございます。これは非常に困ったことでございますして市民の方に申しわけないのでございますが、もちろん横田基地司令官に対しましては、夜間の飛行停止あるいは住宅

地の上を飛ばないこと、あるいは音をなるべく小さくというようなことを常々まいりますたびに要望をしているわけでございまして、私もといたしますとどうしても米軍に対してはそれより運動の方法がないわけで、市民に申しわけないと思うわけでございます。しかし東京都の公害研究所においても常にこの辺を測定しているわけですが、福生では音が小さいということ、公害局でも福生につきましては測定していただけません。東京都の公害局は瑞穂町と昭島市等について常に測定しているようでございます。そのようなことで私は司令官あるいは情報部長等に会いましたたびにそれらの苦情を嚴重に申し入れているわけでございします。なお、集約によりまして飛行回数は絶対ふえないということ、司令官も言明しているわけでございますので、ぜひひとつ減らすような努力を重ねていただきたいということを常々申し入れているわけです。

以上で答弁を終わらせていただきます。

（教育委員会社会教育課長小野光朗君登壇）

○教育委員会社会教育課長（小野光朗君） 十番松山議員さんのご質問に市長の補足を兼ねて簡単にお答えいたします。

今後の福生市におきまして市民の文化、教養施設というものが非常に重要であるということを議員の先生方にご理解をいただきご支援をいただいていることを感謝申しあげます。

図書館につきましては、最近の社会の急速な変化とかに対応した、そういう社会の向上をはかるために市民の学習の場としたり、あるいは市民自身の文化をつくりよい生活をつくっていくための基礎的な施設であると思います。ご指摘のありました昭和四十六年六月の定例会で採択されました陳情につきましては、それを十分尊重しておりますので、市議会のご理解のもとに、四十八年四月に福祉社会館にありました図書室を条例でもって中央館として設定しております。また、四十八年七月市民体育館内に分館を設置いたしました。そして図書の増冊とか、市民のサービスの向上等を進めております。

またご指摘の中央図書館とか地区館につきましては、四十五年の東京都の図書館プロジェクトチームができておりまして、人口十万人未満の福生市の場合、図書館の好ましい姿というものが中央館一館で、算出人口十万人未満の場合は規模二千九十九平方メートル、蔵書十一万冊と

いうことでございます。地区館は二館で、この算出人口が五千人未満の

ところでございます。規模は三百二十平方メートル、蔵書は一万二千冊程度

のものが望ましいとの基準が出ております。そのようなものを参考にし

て、さらに審議会の先生のご理解をいただき、福生市の総合計画の

中でこういうものを今後でできるだけ優先的に進めていただくよう市長

部局に申し入れております。また児童図書館につきましては、中央館の

中に児童図書館を含めているのが都下二十六市に多いようである。こ

ういう面も含めて進めていきたいと思ひます。次に地域文庫につきまし

ては、一定の地域の市民が地域の文化向上のために自分たちで運営す

るという趣旨だと思ひます。市としてはそういうものに対して現在図

書館において、期間三ヶ月、一回百冊程度の一括貸付けを十二団体に行

っております。そのほか紙芝居、フィルム、映写機等の貸付け、そのほか

事務的援助というものを進めておりますし、今後とも積極的に進めていき

たいと思ひます。去る六月に熊川団地から要望のありましたバス図書

館につきましても検討しまして、団地の中にバス図書館の設置等か

きたらいいことだと思ひますので、前向きに進めていきたいと思ひます。

よろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

○十番（松山 清君）

議席から再質問させていただきます。

図書館については今後も実現のために積極的に努力され、市民の要望にこたえていただくよう要望をしておきます。

それから武蔵野地区の開発問題ですが、下水の問題については、いままでも何回もいわれていることだと思いますので、下水の早期実現のため真に努力されていただきたい。また、そのようなことを踏まえながら、たとえば先ほど市長は公園ということをおっしゃいましたが、子供の遊び場等も、あの辺の地域は非常にあき地等もあるわけですから、下水とは別に早急に施設を整備していくという点でいろいろ考えていただいておられると思いますけれども、その点もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

それから三番目の基地の問題ですが、これは私も市長と再三再四本会議の一般質問等でやってきたわけですが、基本的には市長の考え方は変わっていないということだと思います。これははっきりしておきたいと思います。そこで特に今回指摘しておきたいのは第五空軍



司令部や在日米軍司令部が横田基地に設置されるわけですが、もし万一事がある場合、まづ先に攻撃を受けることから、真に市民の安全を守るという点からも考えていかなければならないと思います。思想信条とかの問題ではないと思います。本当に市民の安全を守るということを考えれば、やはり市長がいままで考えてきたような基本的な考えというものを変えていかなければならないのではないかと、このことを指摘しておきたいと思います。

それからこの騒音の問題ですが、これは当然最低日曜、祭日等夜間、深夜における飛行を停止しろということは、全市民をあげて、また議会、理事者をあげて要望していくことが必要ではないかと思えます。すでに大阪空港の問題等もいろいろ裁判の内容についてはありましたが、かなり前向きの形で検討されてきております。大阪空港は民間でありますか、このようなものも積極的に研究し、軍事基地である横田基地についてもわれわれは要望していかなければならないのではないかと。今後事あるごとにその点についてご努力願いたいと思います。

それから市長の発言の中で気になったことがあるわけですが、新しくデ

デジタル騒音測定器が入ったわけですが、この騒音測定器はごみ捨て場の付近に置いてあるということを話されましたが、あれはごみ捨て場ということではなかったわけですか。あくまでも不燃物ということを進めてきたわけです。市長はやはり不用意にそういうことを発言するのは、やはりあそこにごみ捨て場であるという考えが常にあるのではないかと思う。その点もし訂正されるならば訂正願いたい。

また、この測定のことについて、私再三申しあげてあるわけですが、やはり測定データの公表をして市民に知らせるべきであると思う。飛行回数が多いとか少ないとか、騒音が大きいとか小さいとかという問題ではなく、やはりそういうデータを市民に率直に公表し、市民の意見を聞くということをやっていただきたい。これは前の厚生委員会だと思うが、デジタル騒音測定器が入った時点でもたまた測定結果を見て担当委員会とも相談し、公表について検討したいとの答弁であったと思うが、その点についてまだ相談されていないと思いますので、市長の現時点でどのように取り扱うかお聞きしたいと思います。

それからこれは事実かどうか確認しておきたいのですが、防衛庁

より時期については七月二十日ないし八月初めだと思いますが、水を五千トン程度横田基地に給水してほしいという申し入れが非公式なり公式なりであったというように聞いているわけですが、これが事実かどうかお尋ねいたします。

○都市計画課長（浅見裕康君） 二番目の武蔵野地区開発計画に関連いたします公園の整備計画があるかないか説明願いたいとの発言でございますが、この地区についてはご案内のとおり最近まで地元のご努力によりまして小さいながらも公園があり、それらを市民の方がお使いになつておられます。これは事情によりまして現在は民地になつておることでございますけれども、私もといたしましては先ほど市長が言ったように、基地に関連いたしましたり、あるいは不燃物の関係等いわゆる環境が非常に悪いということは現実問題としてわれわれも感じております。公園の整備についてもいま計画を練っております。いま国有地等がございまして、これらの借り上げ、あるいは区域内の市民の方の土地の借り上げ、あるいはそういうもののものが財政的に許されるなら買収等をいたしまして、できるだけ早期にこういった公園整備についても着手したい

とかように考えておりますので、いましばらくご猶予をいただきたいと思います。

○市長（石川常太郎君） 自席からお許しをいただきます。

私の先ほどの発言中、武蔵野の不燃物処理場をゴミ捨て場と申しあげましたが、これは私の誤りでございましておわび申しあげ訂正させていただきます。ゴミ捨て場と申しあげましたのは不燃物処理場でございします。不燃物だけでございまして、ゴミを捨てる考えは今後もございしませんのでご承知願いたいと思います。

児童遊園地と公園についてはただいまの課長の答弁とおりでございします。

騒音の測定結果でございしますが、福生市といたしますれば何ら発表しても差しつかえはないのでございしますが、その結果を見あるいは聞いた昭島市民あるいは瑞穂町民などのことを考えますとどうしても福生のほうがよいのではないかとということで、多少感情を悪くすることを思んばかりで慎重にしているわけです。これにつきましてはよく検討してみたいと思いますが、よその方たちに対してどうしても福生が楽をしてい

るという気がしているわけです。

最後の基地への給水の問題でございしますが、これにつきましては私は聞いておりません。企画財政課長が防衛施設方へちよくちよくまいるわけですし、そのときに防衛施設方より基地へ水を引いてもらえないだろうかということが口頭であったそうですか。その後何ら市のほうへ連絡がございしません。したがってこれにつきましては私は何ら気に止めていないかたわけでございます。

○十番（松山清君） 武蔵野地区の公園はもちろん児童遊園地という性格をもつものであろうと思いますが、一つ早期に実施方努力願いたいと思います。また場所等についても地元の方のご意見等も聞いて進めていっていただきたいと思うわけです。その点要望いたします。

それから市長の先ほどのゴミ捨て場の問題については、やはり今後也十分注意をするだけでなく、実態としてもそのようなことのないようひとつお願いしたいと思います。

それから騒音の測定データの公表についても、何も福生市民に公表するにあたって瑞穂町や昭島市の住民に公表することではないわけで

すので、市長は福生市民に責任を持つという立場でやるべきではないかと考えておりますので、この席においてもやはりデータを公表されるよう要望いたしておきます。

また、防衛施設庁へ企画財政課長が出向いた際、水の供給要望があったということですが、何らこの問題について検討していないということではないかと思ひます。少くとも多摩水道本部調整部長にもお伺いを立ててゐるわけではないか。その結果二月一日の水道一元化の時点までは、福生市の責任において判断すべきではないかとの回答を得てゐるのではないかと思ひますが、その点確認しておきたいと思ひます。この問題はごく少数の方が知っておられるだけのようです。私が個人的にお聞きしたところ、「そのような事実はいくありません」といった人が何人かいます。これは少くとも市の係長とか係員ではないわけで、こういう重大な問題について聞かれた場合に、なぜあつたと答えられないのか。もし現実的に話が煮つまつてきたとしたらたいへんな問題であります。福生市の給水が一万五千トンぐらいと思ひますが、その三分の一近くともいえる水を供給願ひたいとの話があつた場合、もちろんこういうことを受け入れることはできませんが、議員に

早く知らせていただきたい。議員というものはこういうものにきびしく対処していく態度が必要だと思ひます。この点について全く市長の知らないところであつたということでは決して済まないと思ひます。

○企画財政課長（上野重勝君）　ただいま松山議員から出されましたご質問でございますが、市長の発言中にもありましたように、私は補助金の

関係で防衛施設庁にはたびたび行つておりますし、また防衛施設庁の担当官も市にたびたび参つております。その中で横田集約関係で住宅

等が建つた場合に水の不足を生ずる可能性もあるので、その点市から給水していただけるかどうかという話がございました。それはあくまで補助金等

の話のついで、あるいは補助金等の話の問題の中にありましたので、私どもとしては非公式の発言であると考え、正式なものとして受けておりません。したがひましてまだ市長の判断を仰ぐ時点ではないと考え、私どもとしては処置しておりますが、それ以上は進展しておりません。その後具体的内容について何らいつてきておりませんのでそのままでございます。

○十番（松山清君）　最後の水の問題については、もし具体的に何うからとの申し入れがありましたら、一日も早く議員に知らせていただき、対策を

講じていかなければならないと思いますので、その点について要望して私の質問を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第四請願書の一部変更願いについてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたします。

（古谷議会事務局長朗読） 別添参照

○議長（塩野鉄之助君） 本請願については、去る六月六日第二回定例会において提出され、総務委員会に付託され継続審査中の案件でありましたが、本件については所管の総務委員長より発言の申し入れがありますのでこれを許します。

（総務委員長貫井喜代次君登壇）

○総務委員長（貫井喜代次君） お許しをいただきましたので、ただいま議題となっております請願書の一部変更願いについて、その経過を簡単に報告させていただきます。

本請願が六月定例会に提出された際、請願文の一部に「地区館」と

あるいはまた「複数の地区館」という点について本会議の席上、議員からその解釈等について指摘もありましたが、付託を受けました当委員会といたしましても、審査を進めていく中で、そうした指摘のあった点について請願の趣旨を理解するためにも、また審査する上からわかりやすい内容としたほうがよいだろうということで請願代表者とも話し合い、その点についていろいろ話し合ったところ、心良く了承をいただきました。その結果お手元にご配付のような内容でもって六月二十九日付をもって議長あてに変更願いが提出されたわけでございます。ご承知のとおり本件は当委員会において継続審査中であり、本会議でご了承願った上で今後審査を進めてまいりたいと思っております。

なお、本件については、紹介議員のご了承もいただいているとこのことでございますので申し添えておきます。

以上で私の発言を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で総務委員長発言は終わりました。おはかりいたします。ただいま議題となっております請願書の一部

変更についてはこれを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君）　ご異議なしと認めます。　よって請願書の一部変更願いについてはこれを承認することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君）　日程第五議案第百四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し直ちに本案について提案理由の説明を求めます。

（市民課長田村忠雄君登壇）

○市民課長（田村忠雄君）　ご指名をいただきましたので議案第百四号福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、去る三月地方税法の一部改正がございましたので、それに基づきまして条例を改正する必要が生じたわけでございます。

内容としては、最初の第十条は国民健康保険料の限度



額の規定でございます。ご承知のように年々被保険者の所得がふえてまいりまして、限度額で賦課される者が多くなつてきているわけでございます。それによりまして低所得者等の被保険者間の負担に不均衡を生じてきているわけでございます。その関係で地方税法上で限度額を八万円から十二万円に引き上げられたわけでございますので、本条例におきましても十二万円に改めたいということでございます。

なお、参考までに十二万円に引き上げますと、該当世帯は約百二十世帯で六百万円くらいの増収になる見込みでございます。

次に第十一条は所得割の計算の規定でございます。これは法の改正ではございませんで、国民健康保険条例の中には非常に多くの法律用語が用いられている関係で、「以下法」と、ただ「法」というだけでは非常にわかりにくい点がございますので、「法第三十三条」に「地方税」を入れて「地方税法第三十三条」と改めようとするもので、「法第三十四条の二」も同じことでございます。

第十七条は擬制世帯に対する保険料の減額規定でございます。これは従来現行制度で世帯主が被保険者でない世帯があるわけですが、

この世帯主に対しては現行で均等割と所得割をその被保険者の数に応じて減額しているわけですが、ご承知のとおり固定資産税の額が年々ふえてまいりまして非常に負担が大きくなってきている関係で、今度の改正で資産割についても被保険者の数に応じて減額をするという改正でございます。この該当者は十世帯ぐらいでございます。保険料の額といたしましても三万円程度でたいした影響はないわけでございます。第十八条の二は低所得者に対する保険料の減額規定でございます。この第一項第一号は、先ほど申しあげました第十一条と同じく「法」を「地方税」と改めようとするものでございます。第二項中の「十万円」を「十一万円」とありますが、これは所得が減額基準以下の場合、現行制度では十万円でございますが、これに該当する場合は現在均等割と平等割を四〇％ずつ減額しているわけです。これも所得がふえてきた関係で、被保険者一人当たりの基準額を二万円引き上げまして十一万円に改められたことから本条例においても十一万円に改めようとするものでございます。

なお、参考までにこれを十一万円に改めますと、該当世帯は約百七十

世帯で約六百人、保険料としては約五十万円程度になる見込みでございます。

次に附則の第五項ですが、これはみなし法人課税を選択した場合にかかる国民健康保険料の賦課の特例がございす。これは保険料の所得割の算定基礎になります。総所得金額の取り方の規定でございます。このみなし法人課税は市民税の関係でも税務課長から説明があったと思えますので簡単に申しあげますと、みなし法人課税の制度は所得税において個人の事業者の経営合理化のために所得税法上で設けられた制度でございます。これはみなし法人課税制度の選択は本人の自由になっている関係で、国民健康保険に適用した場合、これを選択した者としてはい者との間に不均衡を生じるわけですので、国民健康保険においてはこれを適用せず、従来どおりの総所得金額で保険料を算定するという規定でございます。該当世帯は約十二世帯ぐらいでございます。

附則の六項は土地の譲渡等にかかる事業所得等にかかる国民健康保険料の賦課の特例は、前項と同様に所得割の算定基礎になります。総所得金額の取り方の規定でありまして、これは従来個人事業者

の所得のうち、土地の譲渡があった場合は、総所得に含めて計算してき
たわけですが、今回地方税法の改正によりまして、その土地の譲渡等につ
きましては分離課税に改められました関係で、国民健康保険におきま
しても、その土地の譲渡分につきましては、総所得金額に含まれない形にな
るわけでございますので、やはりその土地の譲渡等を有する者と有しな
い者とは非常に不均衡を生じてまいりますので、国民健康保険におき
ましては従来どおり、総所得金額に含めまして、保険料を算定すると
いう規定でございます。

附則の第一項は施行日の関係でございます。第二項、第三項はい
ずれも適用の規定でございます。新条例は四十九年度から適用す
るということ、その場合に新条例の附則第五項に、五十年とあるのを
四十九年と読みかえるということでございます。

はなはだ雑ばくな説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可
決賜わりますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○三番（小林才治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、厚生委
員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま三番小林才治君か

ら所定の賛成者を得て、本案は厚生委員会に付託し審査せしめ
られたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百四号
は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） これより暫時休憩いたします。
午後零時三分 休憩